

公の施設の管理における公正の確保と透明性の向上について

乙は、公の施設の管理における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続条例（平成 7 年宮城県条例第 30 号。以下「条例」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、下記により実施するものとする。

記

- 1 乙が、その業務の範囲内において公の施設を管理するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの（以下「行政指導」という。）に当たっては、条例第 30 条第 1 項及び第 2 項本文、第 31 条第 1 項並びに第 32 条から第 34 条までの規定を遵守しなければならない。この場合において、条例中「県の機関」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 2 乙は、条例第 2 条第 4 号に規定する申請に対する許認可等の処分の権限が与えられるときは、「様式 1」、「様式 3」及び「様式 4」に必要事項を記入の上、甲に提出しなければならない。様式の記入事項に変更があったときも、同様とする。
- 3 乙は、条例第 2 条第 5 号に規定する不利益処分の権限が与えられるときは、「様式 2」、「様式 5」及び「様式 6」に必要事項を記入の上、甲に提出しなければならない。様式の記入事項に変更があったときも、同様とする。
- 4 乙は、「様式 1」から「様式 6」までを、申請に対する処分に係るものと不利益処分に係るものに区分の上、公の施設の窓口等に備え付け、条例に規定する審査基準、標準処理期間及び同処分基準並びに処分に関係する条例等を公にしておかななければならない。様式の記入事項に変更があったときも、同様とする。
- 5 乙は、聴聞又は弁明の機会の付与を行うときは、「聴聞及び弁明の機会の付与に関する取扱要綱」（平成 6 年 10 月 1 日施行）に準じるものとする。

[]

注2 【 】 公の施設の名称を記入する。

注4 「根拠条項」 許認可等の根拠となる規定の条項を、例えば第10条の2第3項第4号の場合には、「10の2-3④」と記入する。

注6 「様式3」 様式3のページ数を記入する。

注8 「— —」 ページ数を記入する。ページ数

[]

注1 この様式は、公の施設ごとに作成し、様式5及び様式6の目次として用いる。

注2 【 】 公の施設の名称を記入する。

注3 「根拠法令」 不利益処分の根拠となる規定が置かれている法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の名称を、原則として五十音順に記入する。

注4 「根拠条項」 不利益処分の根拠となる規定の条項を、例えば第10条の2第3項第4号の場合には、「10の2－3④」と記入する。

注5 「不利益処分の名称」 不利益処分の名称を記入する。

注6 「様式5」 様式5のページ数を記入する。

注7 「様式6」 様式6のページ数を記入する。

注8 「－」 ページ数を記入する。ページ数は、様式2、様式5、様式6の順で一連の番号とする。

【 】

注2 【 】 公の施設の名称を記入する。

注4 「根拠条項」 許認可等の根拠となる規定の条項を、例えば第10条の2第3項第4号の場合には、「10の2-3④」と記入する。

注6 「概要又は名称」 許認可等をするかどうかを判断するための基準が示されている法令、通知等について、例えば、「〇〇条例（宮城県条例第〇〇号）第〇条第〇項第〇号」、「〇〇の施行及び運用について（平成〇年〇月〇日〇〇第〇号）〇〇」のように記入する。そのような法令、通知等がないときは、審査基準の要約を記入する。

注8 「合計期間」 標準処理期間の日数を記入する（経由機関又は協議機関があるときは、それらの機関で要する日数も含めた日数を記入する。）。日数以外で標準処理期間が設定されているときは、例えば「1か月」のように単位まで記入する（以下同じ）。
なお、標準処理期間が設定されていないときは空欄とする。

なお、経由機関がなく、かつ標準処理期間が設定されていないときは空欄とする。

なお、協議機関がなく、かつ標準処理期間が設定されていないときは空欄とする。

注11 「ー」 ページ数を記入する。ページ数は、様式1、様式3、様式4の順で一連の番号とする。

[]

許認可等の名称	
◎法令の定め ◎審査基準の内容	

注2 【 】 公の施設の名称を記入する。

注5 「審査基準の内容」 審査基準の内容を記入する。審査基準を定めていないときは空欄とする。

注6 「— —」 ページ数を記入する。ページ数は、様式1、様式3、様式4の順で一連の番号とする。

[]

注1 この様式は、公の施設ごとに作成する。

注2 【 】 公の施設の名称を記入する。

注3 「根拠法令」 不利益処分の根拠となる規定が置かれている法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の名称を、原則として五十音順に記入する。

注4 「根拠条項」 不利益処分の根拠となる規定の条項を、例えば第10条の2第3項第4号の場合には、「10の2－3④」と記入する。

注5 「不利益処分の名称」 不利益処分の名称を記入する。

注6 「概要又は名称」 不利益処分をするかどうかを判断するための基準が示されている法令、通知等について、例えば、「〇〇条例（宮城県条例第〇〇号）第〇条第〇項第〇号」、「〇〇の施行及び運用について（平成〇年〇月〇日〇〇第〇号）〇〇」のように記入する。

そのような法令、通知等がないときは、処分基準の要約を記入する。

注7 「様式6」 様式6のページ数を記入する。

注8 「－ －」 ページ数を記入する。ページ数は、様式2、様式5、様式6の順で一連の番号とする。

[]

注1 この様式は、不利益処分ごとに作成する。

注2 【 】 公の施設の名称を記入する。

注3 「不利益処分の名称」 不利益処分の名称を記入する。

注4 「法令の定め」 不利益処分の根拠となる規定が置かれている法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）及び不利益処分をするかどうかを判断するための基準が示されている法令、通知等について、例えば、「〇〇条例（宮城県条例第〇〇号）第〇条第〇項第〇号」、「〇〇の施行及び運用について（平成〇年〇月〇日〇〇第〇号）別紙〇〇2(3)」のように記入するとともに、それらの条文又は内容を記入する。

注5 「処分基準の内容」 処分基準の内容を記入する。処分基準を定めていないときは空欄とする。

注6 「－ －」 ページ数を記入する。ページ数は、様式2、様式5、様式6の順で一連の番号とする。